

第1179号

株式会社 茨城木材相互市場

2018

那珂川NEWS

育てませんか あなたと私のWoodコミュニケーション

選ばれる工務店になるために

『春の住宅セミナー』を開催

- 日時 3月15日(木)
14:00~16:30
- 場所 (株)茨城木材相互市場
イベントホール「木香」
- 対象 工務店(並びに弊社取引販売店)様
- 会費 無料(先着70名)



■内容 *詳細は折込みチラシ参照願います!

『正しい金物の取り付け方』
今木造在来軸組では必須! 構造金物の正しい施工方法をお伝えいたします!
講師: 株式会社タナカ
住宅資材営業部 茨城営業所
晝田 哲司 氏

『雨漏り対策の重要性』
瑕疵保険制度が出来てから約8年!
各地で起こった雨漏り事例紹介、危うい納まり、正しい納まり等お伝え致します!
講師: 株式会社住宅あんしん保証
技術管理部 山際 浩一 氏

■わたしたちの使命 (茨城木材の社会的役割)

「消費と生産を結ぶ価値ある架け橋」となる
— 循環型地域環境の創造 —

1. 地域の人々により良い『住環境』を提供すること
2. 茨城県の森林環境を守ること



所有者不明林の素材生産に活路 森林経営管理法案固まる

自由民主党の農林部会等の合同会議で、2019年度から動き出す新たな森林管理システムの裏付けとなる「森林経営管理法案(仮称)」の骨子が示された。市町村が所有者から森林管理の委託を受けるに当たり、所有者が不明な場合でも一定の手続きを経ることで管理権を市町村に移すことができるようにするなど、所有者不明林での素材生産に活路を開く内容が盛り込まれている。

新たな森林管理システムは、森林管理意欲のない森林所有者から、市町村が森林の管理委託または寄付を受け、素材生産面で条件の悪い林地は森林環境税で間伐等を行い、条件が良く経済ベースにのる林地は、「意欲と能力のある林業経営者」に委託し搬出間伐や主伐・再造林を進めていくというもの。

森林経営管理法案では森林について新たに、「経営管理権」と「経営管理実施権」を定めている。所有者から市町村へ森林の経営管理権が移り、意欲と能力のある林業経営者が経営管理実施権に基づき実際の施業を行う流れになる。

森林所有者が不明の場合、委託もできないということになる。解決策として森林経営管理法案では、ある林地の所有者が不明な場合、それを管理する権利を市町村に移す旨を広く周知(公告し、6カ月以内に所有者から異議の申し出がない場合、知事による裁定を経て、その林地の管理権は市町村へ移ることとしている。また、所有者が複数存在する共有林の場合は、判明している所有者全員が市町村への管理委託に同意していれば、同じく公告を行い、6カ月以内に異議の申し出がない場合、管理権は市町村へ移る。

また、所有者が管理権の移行に同意しない場合でも、所有者が適切な管理を行っておらず、周辺林地の所有者が市町村への委託を望んでいれば、管理権を移すことを可能としている。(中略)

森林の管理をとりまとめることとなる市町村の人手や技術者不足の対策として、その作業のすべてまたは一部を都道府県が代わりに執行できることとしている。市町村に集まった森林の施業を実際に行う事業体への支援策として、国有林の伐採等を意欲と能力のある林業経営者に委託するよう配慮することや、農林漁業信用基金が経営の改善発達に助言等を行うなどの内容も盛り込まれた。

日刊木材新聞 平成30年2月14日号より

【市日予定】

＜ 本 社 ＞	＜ つくば ＞
3月14日(水) 記念市	3月1日(木) 通常市
	3日(土) 記念市
	8日(木) 通常市
	15日(木) 記念市
	22日(木) 通常市
	29日(木) 通常市
3/14 決算謝恩市	